



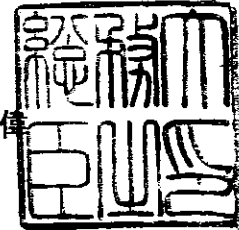
諮問第1175号
平成19年5月24日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣
菅

義偉



諮問書

平成19年3月23日付けで、大分ケーブルネットワーク株式会社から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送のデジタルテレビジョン放送の再送信を求め、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第26条の2第3号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和47年政令第441号）第1条に基づき、当該裁定について諮問する。

大分ケーブルネットワーク株式会社からの再送信同意に係る裁定申請の概要

1 申請日

平成19年3月23日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：大分ケーブルネットワーク株式会社（大分県大分市）

住 所：大分県大分市小池原1107-1

代表者：代表取締役社長 青柳 栄治

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

① アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 石上 大和

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-8

② 九州朝日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 権藤 満

住 所：福岡市中央区長浜1-1-1

③ 株式会社テレビ西日本

代表者：代表取締役社長 寺崎 一雄

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-2

④ 株式会社福岡放送

代表者：代表取締役社長 原 章

住 所：福岡市中央区清川2-22-8

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

以下の地上デジタルテレビジョン放送

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局の放送

5 再送信の業務を行おうとする区域

大分県大分市の一部（別紙のとおり）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

平成19年4月1日、又は裁定があり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成16年6月から平成19年3月まで、区域外再送信に係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきた。

9 主張

（以下、申請者から提出された申請書を転載。）

弊社といたしましては、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信につきましても、継続して再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることがご視聴、ご利用いただいている加入者の皆様に対しての責務であると考えております。

これを実現するためにも区域外再送信の同意を頂くべく、福岡民放発局様と何度も協議を重ねてまいりましたが、大分県の地元民放局様の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始される状況になっております。一方、大分県の地元民放局様におかれましては、承諾できない最大の理由として、経営に対する影響が大きすぎるという点を主張され続けておられます。

平成19年1月に入り、大分県ケーブルテレビ協議会に参加及び話し合いをする中で、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意につきまして、大分県ケーブルテレビ協議会会員とともに、福岡民放発局様ならびに大分県の地元民放局様と協議を継続してきた結果、当事者間協議、交渉をこれ以上続けても合意に至る進展が望めないことを双方とも確認するにいたり、今回の大臣裁定申請の運びとなったものです。

以上

別 紙

大分市	明野東1丁目から明野東5丁目まで、明野北1丁目、明野北町、明野高尾1丁目から明野高尾2丁目まで、明野天然町、池の平、明野西1丁目から明野西2丁目まで、明野紅陽台、大字小池原、明野南1丁目から明野南3丁目まで、明野ハイツ1丁目から明野ハイツ2丁目まで、明野法勝台1丁目から明野法勝台4丁目まで、サンランド高城、東原、高城団地、則小池、高城台、大字葛木、コモンライフ高城、大字千歳（見晴台）、大字猪野、大字森、鶴崎コスモス団地、大字森町、大字南、大字鶴瀬、大字常行、大字丸亀、大字下徳丸、大字上徳丸、大字堂園、大字関門の各全域 大字皆春、大字横尾の各一部
-----	--